(令和●年●月●日更新)

表題	作成コーナーで「更正の請求書」・「修正申告書」を作成したい
ファイル名	2 【スマホ・タブレット】更正の請求書・修正申告書の入力方法

## 目次

1	確定申告書等作成コーナーTOP 画面(CC-SX-010)	1
2	提出した申告書に誤りがあった場合 (CC-SX-010)	2
3	作成のステップについて	2
4	作成する年分・提出方法等の選択(CC-SA-240c)	3



## 2 提出した申告書に誤りがあった場合 (CC-SX-010)

## 提出した申告書に誤りがあった場合 🔺

令和6年分以前の申告書に誤りがあった場合は、 更正の請求書、修正申告書の提出を行ってください。

- ※ スマートフォン・タブレットでは、所得税の更正の請求書、修正申告書のみ作成できます。 消費税、贈与税については、パソコンをご利用ください。
- > 新規に更正の請求書・修正申告書を作成す る
- > <u>更正の請求書・修正申告書の作成を再開す</u> る

画面番号: CC-SX-010

^ページTOPへ

表示された画面にある『新規に更正の請求 書・修正申告書を作成する』を押します。

## 3 作成のステップについて



「作成のステップについて」の画面が表示 されますので、『次へ』を押します。

